

[2] I 第3 スプリンクラー設備

第3 スプリンクラー設備（令第12条）

3.1 設置を要する防火対象物

規模等 防火対象物	一 般	地 階 無 窓 階	4 階 以 上 10階以下の階
(1)項	舞台部 地階、無窓階、4階以上の階 にあるもの 300m <sup>2</sup> 以上 その他の階にあるもの 500m <sup>2</sup> 以上		床面積 1,500m <sup>2</sup> 以上
(2)項	平屋建以外で床面積の合計 6,000m <sup>2</sup> 以上		床面積 1,000m <sup>2</sup> 以上
(3)項			床面積 1,500m <sup>2</sup> 以上
(4)項	平屋建以外で床面積の合計 3,000m <sup>2</sup> 以上	床面積 1,000m <sup>2</sup> 以上	床面積 1,000m <sup>2</sup> 以上
(5)項イ	平屋建以外で床面積の合計 6,000m <sup>2</sup> 以上	1,000m <sup>2</sup> 以上	
(6)項イ	(1)・(2) 全部《注1》《注2》 (1)～(3) 平屋建以外で床面積の合計 3,000m <sup>2</sup> 以上 (4) 平屋建以外で床面積の合計 6,000m <sup>2</sup> 以上		床面積 1,500m <sup>2</sup> 以上
(6)項ロ	(1)～(5) 全部《注1》《注2》《注3》		
(6)項ハ・ニ	平屋建以外で床面積の合計 6,000m <sup>2</sup> 以上		
(9)項イ			
(14)項	ラック式倉庫部分が存し、天井の高さ10mを超える延べ面積700m <sup>2</sup> 以上		
(16)項イ	(特)3,000m <sup>2</sup> 以上で(特)が存する階 小規模特定用途複合防火対象物は規則13①(2) 参照	特 1,000m <sup>2</sup> 以上	特 1,500m <sup>2</sup> 以上 (2)項、(4)項 が存する階 1,000m <sup>2</sup> 以上)
(16の2)項	延べ面積 1,000m <sup>2</sup> 以上 延べ面積 1,000m <sup>2</sup> 未満のうち(6)項イ(1)・(2) 及びロに掲げる用途部分 全部《注1》		
(16の3)項	延べ面積 1,000m <sup>2</sup> 以上で (特) 500m <sup>2</sup> 以上		
(1)項～(18)項	○11階以上の階（特定防火対象物は全階設置） ○指定可燃物を1,000倍以上貯蔵又は取り扱うもの（可燃性液体類に係るもの）を除く。)		

## &lt;備考&gt;

- 1 特は特定防火対象物の用途に供される部分が存する階の当該部分の床面積の合計を、(特)は特定防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計を表す。
- 2 《注1》は規則12の2に定める火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造を有するものを除く。
- 3 《注2》は基準面積が1,000m<sup>2</sup>未満のものは、特定施設水道連結型スプリンクラー設備でも可
- 4 《注3》は(2), (4), (5)については介助がなければ避難できない者として規則12の3で定める者を主として入所させるもの以外のものは、275m<sup>2</sup>以上
- 5 基準面積については、令11②、令12②(3の2)、規則13の5の2参照

## 3.2 代替

## (1) 令12③

水噴霧、泡、不活性ガス、ハロゲン化物、粉末消火設備の有効範囲

## 3.3 スプリンクラー設備のヘッドを要しない部分

## (1) 規則13③(1)

ア 階段 ((2)項, (4)項, (16)項イの(2)項, (4)項部分及び(16の2)項は建基令に適合する避難階段又は特別避難階段に限る。)

## イ 浴室

## 便所

洗面所	非特定防火対象物 ((9)項口を除く。) で、燃焼器具・設備が
脱衣所	設置されていないもの

## (2) 規則13③(2)

ア 通信機器室、電子計算機器室、電子顕微鏡室

イ 防災センター等、放送室、電話交換機室

## (3) 規則13③(3)

エレベーター・機械換気設備 (ボイラー (S 48.10.23消防予140・消防安42) を含む。) の機械室、ポンプ室、冷凍庫等

## (4) 規則13③(4)

発電機・変圧器・リアクトル・電圧調整器・油入開閉器・油入コンデンサー・油入遮断器・計器用変成器が設置されている場所

## (5) 規則13③(5)

ア エレベーター・配膳専用昇降機の昇降路

イ リネン・ダスト・メールシュート

ウ パイプシャフト類、吸排気ダクト

## ② I 第3 スプリンクラー設備

### (6) 規則13③(6)

ア 開放廊下 (H17.3.25国告3, 第4, 2(4)に適合するもの。ただし幅、境界線までの距離を除く。)

イ 外気が流通する場所 (II 1.3(8)参照)

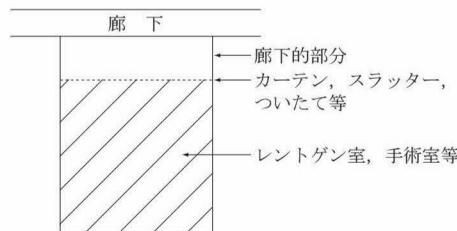
### (7) 規則13③(7)

ア 手術室, 分娩室, 内視鏡検査室, 人工血液透析室, 麻酔室, 重症患者集中治療看護室

イ その他これらに類する室

a 回復室, 洗浄滅菌室, 器材室, 器材洗浄室, 器材準備室, 減菌水製造室, 無菌室, 陣痛室, 沐浴室, 汚物室, 無響室, 心電室, 心音室, 筋電室, 脳波室, 基礎代謝室, ガス分析室, 肺機能検査室, 胃カメラ室, 超音波検査室, 採液・採血室, 天秤室, 細菌検査・培養室, 血液保存に供される室, 血清検査室・保存室, 解剖室, 人工血液透析室に付属する診察室・検査室・準備室, 特殊浴室, 蘇生室, バイオクリン室(白血病, 臓器移植, 火傷等治療室), 新生児室, 未熟児室, 授乳室, 調乳室, 隔離室, 未熟児観察室, 製剤無菌室, 注射液製造室, 消毒室(蒸気を熱源とするもの) (S 49.12.2 消防予133・消防安129)

b 病理検査室, 生化学検査室, 臨床検査室, 生理検査室, 手術に関連するモニター室・ギブス室・手術ホール的廊下 (S 52.11.16消防予217)



注 廊下の部分もヘッド不要 指導 (S 59.65)

3.3 図1

c 医療機器を備えた診察室, 理学療法室, 靈安室 (S 62.10.26消防予187)

### (8) 規則13③(8)

ア レントゲン室, 放射線源を使用・貯蔵・廃棄する室

イ レントゲン室等に含まれる室

放射性同位元素に係る治療室・管理室・準備室・検査室・操作室・貯蔵庫, 診断・検査関係の撮影室・透視室・操作室・暗室, 心臓カテーテル室,

X線テレビ室 (S 49. 12. 2 消防予133・消防安129)

## (9) 規則13③(9)

(1)項の固定いす席部分で、ヘッド取付け面の高さが8m以上の場所

## (10) 規則13③(9の2)

(6)項イ(1)及び(2)並びにロ ((16)項イ, (16の2)項, (16の3)項で, (6)項イ(1)若しくは(2)又はロの用途に供される部分 (当該防火対象物又はその部分の基準面積が1,000m<sup>2</sup>未満のものに限る。) の廊下 ((6)を除く。), 収納設備 (床面積が2m<sup>2</sup>未満のものに限る。), 脱衣所その他これらに類する場所

## (11) 規則13③(10)

((16)項イで, (10)項の用途に供される部分のうち, 乗降場並びにこれに通ずる階段及び通路

## (12) 規則13③(10の2)

((16の3)項に掲げる防火対象物の地下道で, 通行の用に供される部分

## (13) 規則13③(11)

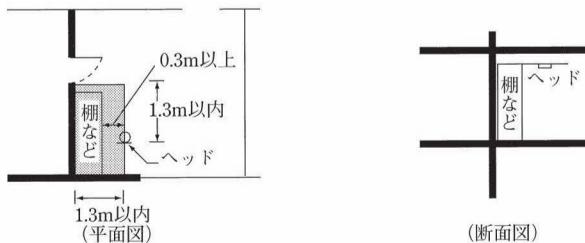
代替区画部分 (100m<sup>2</sup>, 200m<sup>2</sup>, 400m<sup>2</sup>)

## (14) 規則13③(12)

((16)項イで, 特定防火対象物と区画された非特定防火対象物の部分 ((5)項ロを除く。)

注 規則13③(11), (12)の詳細は, 3.4 参照

## (15) 書棚, 押し入れ等の内部で, 次に適合するもの 指導 (H17.126)



注 押し入れ等の背面の壁が耐火構造, 準耐火構造又は防火構造で, 当該壁から1.3m以内にヘッドを設けた場合は, 押し入れ等の内部にヘッドを設けないことができる。

## 3.3 図2

## (16) 次に適合するルーバー等の下面

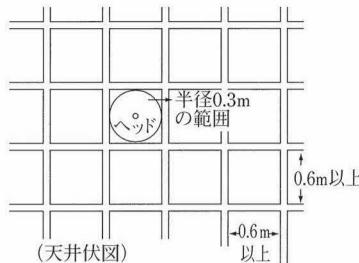
ア 格子の断面寸法は, 次の(ア)から(ウ)までの条件を満たすこと。

(ア) (縦)  $\leq 70\text{mm}$

(イ) (横)  $\leq 70\text{mm}$

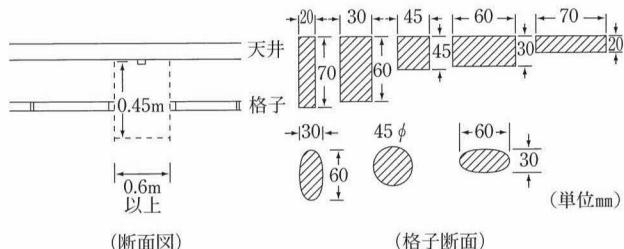
## ② I 第3 スプリンクラー設備

(ウ) (縦) + (横)  $\leq 90\text{mm}$



3.3 図3

例

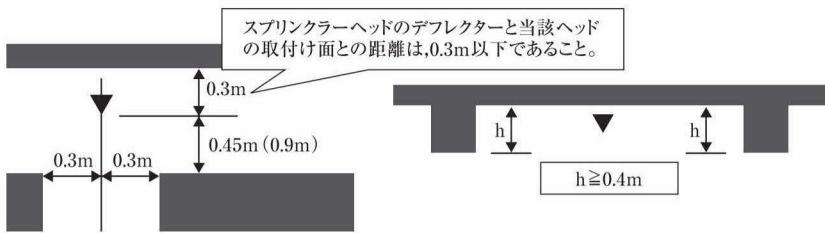


3.3 図4

イ 格子がヘッドのデフレクターから0.9mを超える下方に設けられる場合、格子の間隔(0.6m)を、次の(ア), (イ)に適合するまで狭くすることができる。

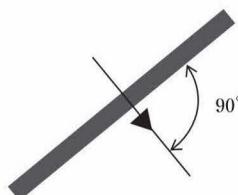
- (ア) 一のスプリンクラーへッドの警戒区域内に占める格子の水平投影面積の合計は、当該警戒区域の面積の30%以下であること。
- (イ) 格子間には、格子の幅又は格子の幅の水平投影面積の2.3倍以上の空間を保つこと。(幅広の格子が一部に偏在しないことをねらいとしたもの)

注 格子の断面の縦、横が各々1cm以下で、格子の間隔が10cm以上である場合は、スプリンクラーへッドのデフレクターから下方0.9m以内であっても差し支えない。

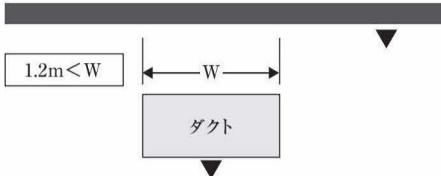


スプリンクラーヘッドのデフレクターから下方0.45m（易燃性の可燃物を収納する部分に設けられるスプリンクラーヘッドにあっては、0.9m）以内で、かつ、水平方向0.3m以内には、何も設けられ、又は置かれていないこと。

スプリンクラーヘッドは、当該ヘッドの取付け面から0.4m以上突き出したはり等によって区画された部分ごとに設けること。ただし、当該はり等の相互間の中心距離が1.8m以下である場合にあっては、この限りでない。



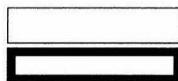
スプリンクラーヘッドは、当該ヘッドの軸心が当該ヘッドの取付け面に対して直角となるように設けること。



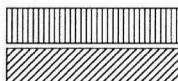
給排気用ダクト、棚等でその幅又は奥行きが1.2mを超えるものがある場合には、当該ダクト等の下面にもスプリンクラーヘッドを設けること。

### 3.4 代替の運用例図（規則13①(1), (1)の2), ②及び③(1), (12)

#### 凡 例



普通階  
無窓階



12号区画…規則13③(12)に適合する区画(面積の制限のない区画)  
代替区画(規則13②区画, (1)アについて規則13①区画)

(1) 令12①(3)（地階を除く階数が11以上の特定防火対象物）の適用を受けるものの

ア 規則13①(1) ((6)項口並びに(6)項口及びハ (規則13①(1)に定める施設に限る。) しか存しないもの)) の適用を受けるもの

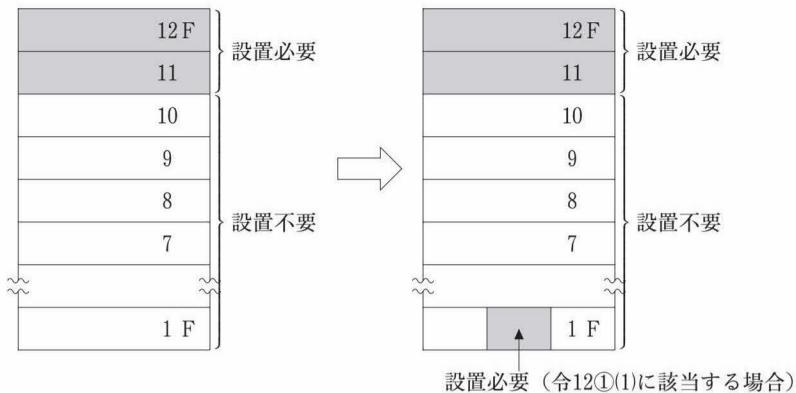


## ② I 第3 スプリンクラー設備

イ 規則13①(2) (小規模特定用途複合防火対象物)

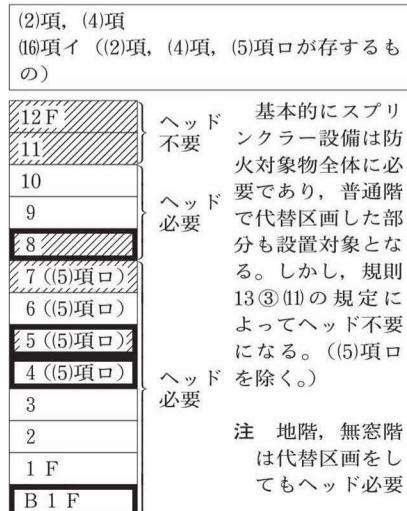
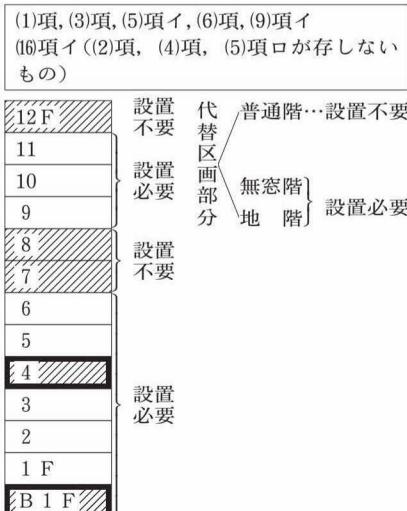
(例) (15)項

(例) (16)項イ (小規模特定用途複合防火対象物)



(16)項イの防火対象物のうち、特定用途の部分が、防火対象物の延べ面積の10分の1以下であり、かつ、 $300\text{m}^2$ 未満であるもの（小規模特定用途複合防火対象物）は全階設置とならない。

ウ 規則13②の適用を受けるもの



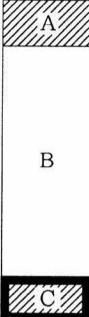
※用途の記載がない階は(5)項口以外の用途

注 (16)項イについては、10階以下の普通階で特定防火対象物の用途に供しない階の代替区画は、 $200\text{m}^2$ を $400\text{m}^2$ 以下にすることができる。

## [2] I 第3 スプリンクラー設備

(2) 令12①④(平屋建以外の延べ6,000m<sup>2</sup>以上\*の特定防火対象物)の適用を受けるもの

注 ※印は、(4)項、(6)項イ(1)から(3)は3,000m<sup>2</sup>以上

	(1)項、(3)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ	(2)項、(4)項
	<p>普通階…設置基準面積 (6,000m<sup>2</sup>又は3,000m<sup>2</sup>)。以下同じ) 計算から除く。</p> <p>無窓階} 設置基準面積算定に加地階} える。ヘッド必要</p>	<p>普通階…設置基準面積算定に加える(除外不可)。</p> <p>しかし、規則13③⑪の規定によりヘッド不要</p> <p>無窓階} 左に同じ地階}</p>

注1 B、C部分の床面積の合計が設置基準面積以上の場合は、A部分も設置義務の対象となる。しかし、規則13③⑪の規定によりA部分はヘッド不要となる。

注2 この号については、代替区画部分は、その部分の面積が設置基準面積算定から除外されるだけであり、設置義務免除部分とはならない。

(3) 令12①⑩(⑩項イで、特定防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計(以下、基準面積)が3,000m<sup>2</sup>以上のもので、特定用途が存する階)の適用を受けるもの

(16)項イ ((2)項、(4)項、(5)項ロが存しないもの)

基準面積

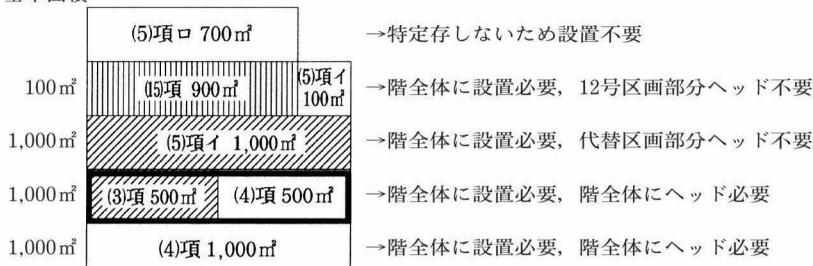
0m <sup>2</sup>		ヘッド不要
0m <sup>2</sup>	(15)項 1,000 m <sup>2</sup>	→特定存しないため設置不要
600m <sup>2</sup>	(3)項400m <sup>2</sup> (3)項 600m <sup>2</sup>	→階全体に設置必要、代替区画部分ヘッド不要
1,000m <sup>2</sup>	(9)項イ 700m <sup>2</sup> (9)項イ 300m <sup>2</sup>	→階全体に設置必要、代替区画部分にもヘッド必要
100m <sup>2</sup>	(15)項 900m <sup>2</sup> (3)項 100m <sup>2</sup>	→階全体に設置必要、12号区画部分ヘッド不要
600m <sup>2</sup>	(15)項 400m <sup>2</sup> (3)項 600m <sup>2</sup>	→階全体に設置必要、12号区画部分にもヘッド必要
1,000m <sup>2</sup>	(3)項 1,000m <sup>2</sup>	→階全体に設置必要

計3,300m<sup>2</sup>→基準面積合計3,300m<sup>2</sup>で3,000m<sup>2</sup>以上であるため、特定用途が存する階に設置必要(代替区画部分については、(2)注2参照)

## ② I 第3 スプリンクラー設備

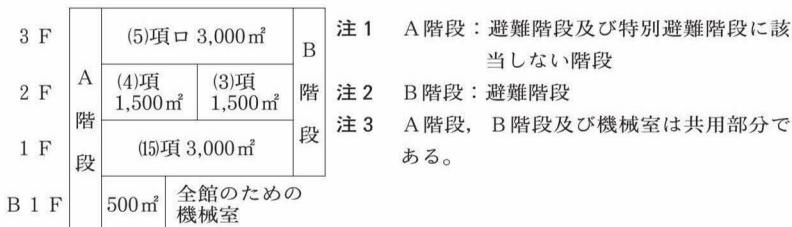
(16)項イ ((2)項, (4)項, (5)項口が存するもの)

基準面積



計3,100m<sup>2</sup>→基準面積合計3,100m<sup>2</sup>で3,000m<sup>2</sup>以上であるため, 特定用途が存する階に設置必要

(4) 令12①⑩の規定によりスプリンクラー設備の設置義務範囲は, 地下1階及び2階となる。また, A階段の全体にスプリンクラーヘッドを設置しなければならない。 指導 (S 58. 104)



(5) 令12①⑪の規定の適用を受けるもの

(1)項, (3)項, (5)項イ, (6)項, (9)項イ, (16)項イ  
(2)項又は(4)項, (5)項口が存しないもの)

(16)項イの例 (代替区画部分は非特定用途部分)



## ② I 第3 スプリンクラー設備

(2)項、(4)項、(6)項イ ((2)項又は(4)項、(5)項口が存するもの)

(6)項イの例

5 F (2)項 800 m <sup>2</sup>	(2)項 200 m <sup>2</sup>	→代替区画部分も含めて1,000 m <sup>2</sup> 以上であり、階全体に設置必要となる。代替区画部分ヘッド不要。		
4 F (4)項 800 m <sup>2</sup>	(4)項 200 m <sup>2</sup>	(5)項口 500 m <sup>2</sup>	(5)項口 300 m <sup>2</sup>	(7)項 200 m <sup>2</sup>

→代替区画部分も含めて1,000 m<sup>2</sup>以上であり、階全体に設置必要となる。  
(4)項部分は代替区画部分ヘッド不要。  
また、12号区画部分ヘッド不要。

(6) 令12①⑫ (11階以上の階) の規定の適用を受けるもの

(5)項口が存しない防火対象物

14 F	→設置必要、代替区画部分ヘッド必要
13 F	→設置必要
12 F	→設置不要
11 F	→設置必要、代替区画部分設置不要
10 F	

(5)項口を含む(6)項口の防火対象物（用途の表記がない部分は(5)項口を除く非特定用途部分）

16 F	→設置必要
15 F	→設置必要、代替区画部分ヘッド不要
14 F	→設置必要、代替区画部分ヘッド必要
13 F (5)項口	→設置必要、代替区画部分ヘッド必要
12 F (5)項口	→設置必要
11 F (5)項口	→設置必要、代替区画部分ヘッド不要

注 (5)項口部分については、代替区画部分設置免除及びヘッド免除不可

## ② I 第3 スプリンクラー設備

(7) 規則13①(1の2) (11階以上で(5)項口の用途に供される部分が存する(16)項イの防火対象物のうち、(5)項イ並びに(6)項口及びハ（居住型福祉施設※に限る。）の用途に供される部分（以下「住戸利用施設」という。）が存するものについて、一定の区画を設けた場合には特定階を除く10階以下の階）の規定の適用を受けるもの

注 ※印は、有料老人ホーム、福祉ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は共同生活援助を行う施設をいう。

<スプリンクラー設備の設置が必要な階>

11階以上の階			
		(5)項イ	
	(6)項口	(5)項イ	

■：スプリンクラー設備の設置が必要な部分  
 □：一定の区画（下表参照）  
 ※ 全体(16)項イ  
 ※ 空白の区画は(5)項口

10階以下の各部分を区画することにより、次の階を除く10階以下の階を免除

- ・住戸利用施設の床面積の合計が3,000m<sup>2</sup>以上となる防火対象物の階のうち、当該部分が存する階
- ・住戸利用施設が1,000m<sup>2</sup>以上存する地階・無窓階及び1,500m<sup>2</sup>以上存する4階以上10階以下の階

<一定の区画の要件>

要件	スプリンクラー設備
①	居室((5)項口の用途に供される部分を含む。)を耐火構造の壁及び床で区画
②	壁及び天井の室内に面する部分の仕上げは難燃材料（地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料）
③	区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8m <sup>2</sup> 以下であり、かつ、一の開口部の面積が4m <sup>2</sup> 以下
④	③の開口部は、特定防火設備である防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあっては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付き又は一定の構造を有するもの ※ 一定の条件に適合する場合は防火戸でも可
⑤	住戸利用施設の各独立部分（構造上区分された数個の部分の各部分で独立して当該用途に供されることができるものをいう。）の床面積がいずれも100m <sup>2</sup> 以下

3.5 規則第13条第1項、同第2項、同第3項第11号、第12号の区画に設ける戸、防火ダンパーの基準

(1) 区画する壁 指導 (H14.129)

外壁（開放廊下に面する壁を含む。）は、建基令112⑯（スパンドレル）の規定に適合すること。 指導 (S 59.155)

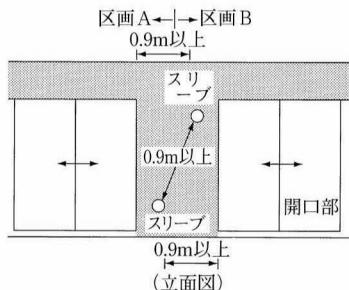
区画する壁に次のいずれかに適合する開口部がある場合は、開口部のない壁とみなす。

ア あらかじめ設けておく密閉式燃焼機器用のスリーブで、防火設備相当のふたをしたもの 指導 (S 59.155)

イ FD付きの換気用スリーブ 指導 (S 59.155)

ウ 3.5図1に適合するスリーブ

なお、スリーブの直径は150mm以下であること。



3.5 図1

(2) 区画する壁又は床の開口部に設ける戸

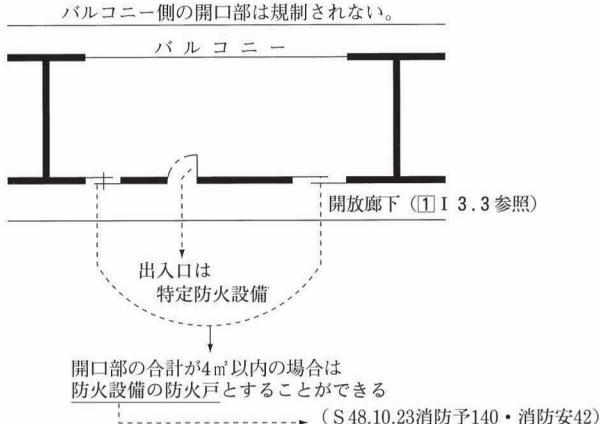
ア 特定防火設備 (1か所 4 m<sup>2</sup>以下)

(ア) 常時閉鎖…手動開放、自閉装置付（ストッパーなし）で3 m<sup>2</sup>を超える戸は、当該戸又は当該戸の脇に自閉式のくぐり戸（幅75cm以上、高さ180cm以上、床から15cm以下）を設けること。（建基令112⑯及び「防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件」(S 48.12.28建告2563) 第1.2.口による。）

(イ) 常時開放…自火報又は煙感連動閉鎖とすること。手動開放、自閉装置付で3 m<sup>2</sup>を超える戸は、当該戸又は当該戸の脇に自閉式のくぐり戸（幅75cm以上、高さ180cm以上、床から15cm以下）を設けること。（建基令112⑯及び「防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件」(S 48.12.28建告2563) 第1.2.口による。）

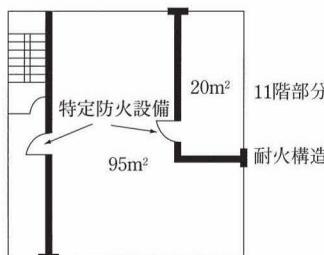
## ② I 第3 スプリンクラー設備

- (3) 区画する壁又は床を貫通する空調用ダクト等に設ける防火ダンパー
- ア 水平区画を貫通する部分を有するダクト等（⑤II第1参照）
  - イ 上記以外のダクト等（⑤II第1参照）
  - ウ 給排水管等は、建基令112⑩の基準に適合すること。
- (4) 防火戸（防火シャッター以外）にできる部分（規則13②(1)ハ）



3.5 図2

- (5) 特定防火設備と同等と認められるエレベーター昇降路の戸  
建設省告示 平成12年第1369号及び昭和48年第2564号に適合するもの
- (6) 3.5図3のように区画の中に区画を設けても適合する。 指導 (S 60. 192)



3.5 図3 規則13②区画の例

### 3.6 設置基準等

(1) ヘッド取付け個数と管口径（呼び方）のめやす

3.6 表1 管径とヘッド数

[流量80L/minのヘッドの場合]

管 径	25A	32A	40A	50A	65A	80A
ヘッド数	2以下	3以下	5以下	10以下	20以下	21以上

※適用は最大同時開放個数までとする。

[流量50L/minのヘッドの場合]

管 径	25A	32A	40A	50A
ヘッド数	3以下	4以下	8以下	9以上

※適用は最大同時開放個数までとする。

〔出典 (一社)日本消火装置工業会「スプリンクラー設備設計・工事基準書」I〕

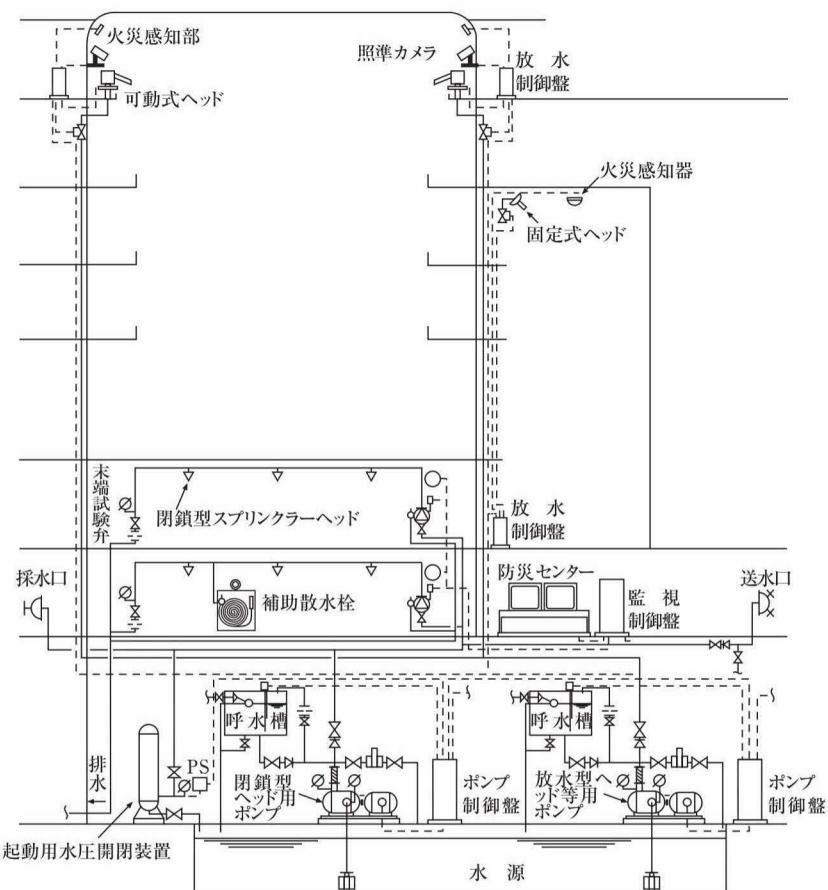
(2) 表示等 (⑥第2参照)

### 3.7 非常電源 (⑤ I 第1参照)

### 3.8 電気配線 (⑤ I 第2参照)

② I 第3 スプリンクラー設備

3.9 スプリンクラー設備の構成例図



### 3.10 令12①(1)及び(9)に掲げる防火対象物又はその部分に設置するスプリンクラー設備

#### (1) スプリンクラー設備の設置を要しない部分（規則12の2）

ア 基準面積が1,000m<sup>2</sup>未満の延焼抑制構造（規則12の2①(1)）

区画構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該防火対象物又はその部分の居室を準耐火構造の壁及び床で区画</li> </ul>
内装制限（壁及び天井（天井のない場合は屋根））  注 回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地上に通ずる主たる廊下その他の通路は準不燃材料</li> <li>その他の部分は難燃材料</li> </ul> <p>注 居室（もっぱら当該施設の職員が使用することとされているものを除く。以下「入居者等の利用に供する居室」という。）が避難階のみに存する防火対象物で、延べ面積が275m<sup>2</sup>未満のもののうち規則12の2②(2)の例によるものはこの限りでない。</p>
区画する部分の開口部の面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>準耐火構造で区画した部分の開口部面積の合計は8m<sup>2</sup>以下かつ1つの開口部面積は4m<sup>2</sup>以下</li> </ul>
開口部の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>開口部は隨時開くことができる自動閉鎖装置付きの防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部は防火シャッターを除く。）又は煙感知器連動防火戸で隨時閉鎖ができ、居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあっては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅が75cm以上、高さが1.8m以上、下端の床面からの高さが15cm以下であること。</li> </ul>
区画部分	<ul style="list-style-type: none"> <li>準耐火構造で区画された部分すべての床面積は100m<sup>2</sup>以下かつ4以上の居室が含まれないこと。</li> </ul>

イ 基準面積が1,000m<sup>2</sup>以上の延焼抑制構造（規則12の2①(2)）

区画構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該防火対象物又はその部分の居室を耐火構造の壁及び床で区画</li> </ul>
内装制限（壁及び天井（天井のない場合は屋根））  注 回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地上に通ずる主たる廊下その他の通路は準不燃材料</li> <li>その他の部分は難燃材料</li> </ul>

## ② I 第3 スプリンクラー設備

区画する部分の開口部の面積	・耐火構造で区画した部分の開口部面積の合計は 8 m <sup>2</sup> 以下かつ 1 つの開口部面積は 4 m <sup>2</sup> 以下
開口部の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建令112①に定める特定防火設備の防火戸であること。</li> <li>・開口部は隨時開くことができる自動閉鎖装置付きの防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部は防火シャッターを除く。）又は煙感知器連動防火戸で隨時閉鎖ができる、居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあっては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅が75cm以上、高さが1.8m以上、下端の床面からの高さが15cm以下であること。</li> <li>・2 以上の異なった経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が 4 m<sup>2</sup>以内のものは防火戸（防火シャッター以外）とできる。</li> </ul>
区画部分	・耐火構造で区画された部分すべての床面積は200m <sup>2</sup> 以下

ウ 入居者等の利用に供する居室が避難階のみに存するもので、延べ面積が 100 m<sup>2</sup>未満の延焼抑制構造（規則12の 2 ②）

次のいずれかに適合するもの

(ア) 前アの内装制限によるもの。

(イ) 居室を壁、柱、床及び天井（天井のない場合は屋根）で区画し、出入りに戸（隨時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの）を設けたもので、次の a から e までに適合し入居者、入所者又は宿泊者（ウにおいて「入居者等」という。）の避難に要する時間として消防庁長官が定める方法により算定した時間が、火災発生時に確保すべき避難時間として消防庁長官が定める時間を超えないもの。（H26. 3. 28国告 4 「入居者等の避難に要する時間の算定方法等を定める件」）

- a 規則23④(1)ニで定める煙感知器を設置してはならない部分を除き、自動火災報知設備の感知器はすべて煙感知器であること。
- b 入居者等の利用に供する居室に、火災発生時に当該施設の関係者が屋内及び屋外から容易に開放することができる開口部を設けたもの。
- c b の開口部は、道又は道に通ずる幅員 1 m 以上の通路その他の空地に面したものであること。
- d b の開口部は、その幅、高さ及び下端の床面からの高さその他の形状が、入居者等が内部から容易に避難することを妨げないもの。

## ② I 第3 スプリンクラー設備

- е 入居者等の利用に供する居室から2以上の異なった避難経路を確保していること。
- エ (16)項イ ((5)項口及び(6)項口に供される部分以外が存しないもの)で、(6)項口に供される部分の延べ面積が $275\text{m}^2$ 未満のもの（以下「特定住戸部分」という。）の延焼抑制構造（規則12の2③）  
次の(ア)から(キ)に定める区画を有するもの
- (ア) 「特定住戸部分」の各住戸を準耐火構造の壁及び床で区画したものであること。
- (イ) 「特定住戸部分」の各住戸の主たる出入口が直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下に面していること。
- (ウ) (イ)の主たる出入口は、規則12の2①(1)ニの規定による構造を有すること。（随時開くことができる自動閉鎖装置付きの防火戸又は煙感知器連動防火戸で随時閉鎖ができ、その部分の幅が75cm以上、高さが1.8m以上、下端の床面からの高さが15cm以下であること。）
- (エ) 壁及び天井（天井のない場合は屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを(イ)の廊下に通ずる通路にあっては準不燃材料で、その他の部分にあっては難燃材料でしたものであること。
- (オ) (イ)の廊下に通ずる通路を消防庁長官が定めるところにより設けたものであること。（H26.3.28国告4「入居者等の避難に要する時間の算定方法等を定める件」）
- (カ) 居室及び通路に煙感知器を設けたものであること。
- (キ) 「特定住戸部分」の各住戸の床の面積が $100\text{m}^2$ 以下であること。
- (2) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備
- ア 特定施設水道連結型スプリンクラー設備とすることができるもの

設置できる防火対象物（令12②(3)の2）	条件
(6)項イ(1), (2)	基準面積 $1,000\text{m}^2$ 未満のもの
(6)項口(1), (3)	（防火上有効な措置が講じられた構造を有するものとして総務省令で定める部分以外の床面積の合計が $1,000\text{m}^2$ 未満のもの）《注》
(6)項口(2), (4), (5)※	
(16の2)項に掲げる防火対象物の部分のうち、(6)項イ(1), (2)及び(6)項口の用途に供されるもの	

## ② I 第3 スプリンクラー設備

※介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの以外のものにあっては、延べ面積が275m<sup>2</sup>以上のものに限る。

《注》 防火上有効な措置が講じられた構造を有するものとして総務省令で定める部分は、次のいずれにも該当する部分とする。ただし、当該部分の床面積合計の上限は防火対象物の延べ面積の2分の1以下とする。(規則13の5の2)

1 手術室、分娩室、内視鏡検査室、人工血液透析室、麻酔室、重症患者集中治療看護室その他これらに類する室、レントゲン室等放射線源を使用し、貯蔵し、又は廃棄する室(規則13③(7)、13③(8))

2 次のいずれかに該当する防火上の措置が講じられた部分であること。

(1) 準耐火構造の壁及び床で区画され、かつ、開口部に防火戸(隨時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は隨時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。)を設けた部分

(2) 不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井(天井のない場合にあっては屋根)で区画され、かつ、開口部に不燃材料で造られた戸(隨時開くことができる自動閉鎖装置付きのものに限る。)を設けた部分であって、当該部分に隣接する部分(規則13③(6)に規定する直接外気に開放されている廊下その他外部の気流が流通する場所を除く。)の全てがスプリンクラー設備の有効範囲内に存するもの

3 床面積が1,000m<sup>2</sup>以上の地階若しくは無窓階又は床面積が1,500m<sup>2</sup>以上の4階以上10階以下の階に存する部分でないこと。

### ※基準面積算定例

[ ]=防火上有効な措置が講じられた構造を有するものとして総務省令で定める部分(規則13の5の2)

(例1) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備設置可

病室等 999m <sup>2</sup>	手術室 101m <sup>2</sup>
--------------------------	--------------------------

基準面積999m<sup>2</sup>

延べ面積1,100m<sup>2</sup>

(例2) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備設置可

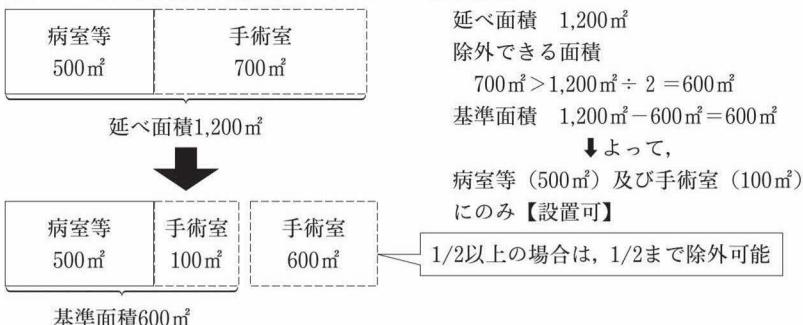
病室等 999m <sup>2</sup>	手術室 999m <sup>2</sup>	除外できる部分の合計は 延べ面積の1/2まで
--------------------------	--------------------------	---------------------------

基準面積999m<sup>2</sup>

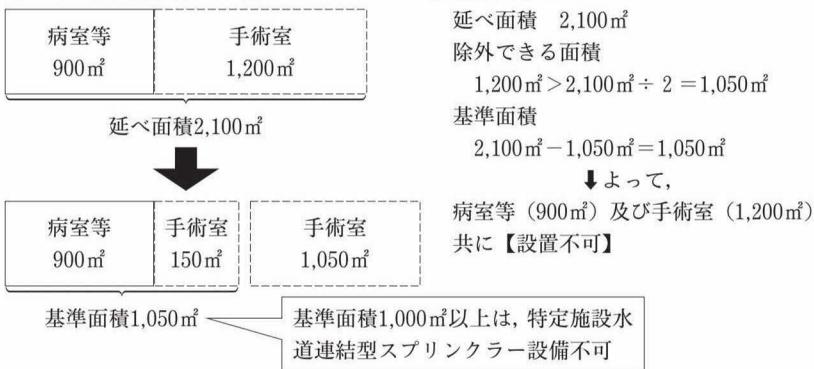
延べ面積1,998m<sup>2</sup>

[2] I 第3 スプリンクラー設備

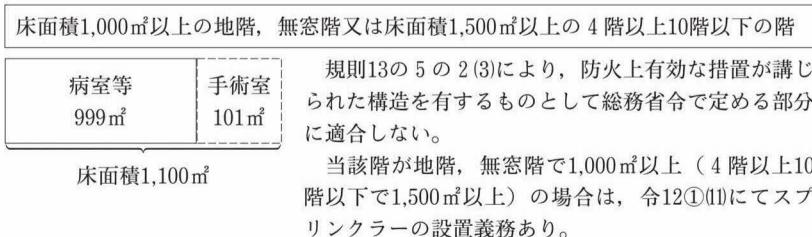
(例3) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備設置可



(例4) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備設置不可



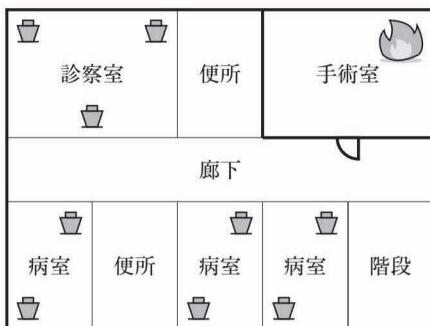
(例5) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備設置不可



## ② I 第3 スプリンクラー設備

※規則13の5の2(2)イに定める防火上の措置

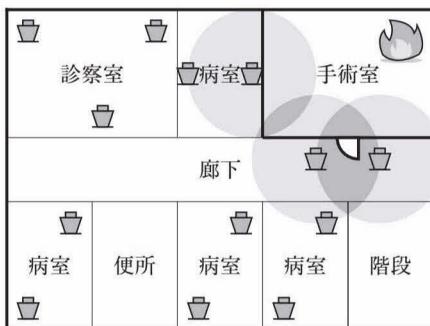
■: 水道連結型スプリンクラーへッド



※規則13の5の2(2)ロに定める防火上の措置

■: 水道連結型スプリンクラーへッド

●: スプリンクラー設備の有効範囲



この場合、手術室が準耐火構造の壁及び床で区画され、かつ、開口部に防火戸（隨時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は隨時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。）を設けた部分であれば、防火上有効な措置が講じられた構造を有するものとして総務省令で定める部分に適合する。

この場合、手術室が不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあっては屋根）で区画され、かつ、開口部に不燃材料で造られた戸（隨時開くことができる自動閉鎖装置付きのものに限る。）を設けた部分であって、当該部分に隣接する部分（規則13③(6)に規定する直接外気に開放されている廊下その他外部の気流が流通する場所を除く。）の全てがスプリンクラー設備の有効範囲内に存するものであれば、防火上有効な措置が講じられた構造を有するものとして総務省令で定める部分に適合する。

### イ 設置・維持等に関する事項

H21.3.31消防予131による。また、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の給水方式の選定については、仙台市水道局と事前協議を行うこと。なお、工事整備対象設備等着工届出書（以下、「届出書」という。）は、届出書（正）の裏面に仙台市水道局と協議した旨の押印を受け、届け出ること。

ただし、日本消防検定協会の性能鑑定（H25.4.1以降特定機器評価）を受けているもの、又は水道の用に供する水管に連結されていないスプリンクラー設備であって、水源や加圧送水装置等により、放水量及び放水圧力等特定施設水道連結型スプリンクラー設備に必要とされる性能が確保さ

れているものにあってはこの限りでない。

#### ウ 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の構成例図

3.10 表1 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の給水方式

方 式	No.	図
直結直圧式	1	<p>※一般の給水とスプリンクラーを系統分けする方法</p>
直 結 式	2	<p>※一般の給水とスプリンクラーを系統分けする方法</p>
直 結 增 圧 式	3	<p>※水の停滞防止、スプリンクラー設備としての放水確認のため給水栓等を設置</p>

2 I 第3 スプリンクラー設備

高架水槽式	4	<p>※水の停滞防止、スプリンクラー設備としての放水確認のため給水栓等を設置</p> <p>SPヘッド 給水栓等 増圧給水装置（ブースター）</p> <p>道路 水道メータ 止水栓 配水管</p>	
受水槽式	5	<p>※水の停滞防止、スプリンクラー設備としての放水確認のため給水栓等を設置</p> <p>SPヘッド 給水栓等 増圧給水装置（ブースター）</p> <p>圧力水槽 道路 水道メータ 止水栓 配水管</p>	
式	6	<p>※水の停滞防止、スプリンクラー設備としての放水確認のため給水栓等を設置</p> <p>SPヘッド 給水栓等 増圧給水装置（ブースター）</p> <p>道路 水道メータ 止水栓 配水管</p>	
直結・受水槽補助水槽併用式	7	<p>※スプリンクラー設備としての放水確認のため弁等を設置</p> <p>補助水槽 SPヘッド 加圧送水装置 道路 水道メータ 止水栓 配水管</p> <p>※水源として必要な水量は、給水管からの流水に補助水槽の容量を加えることで確保</p>	

## 3.11 小規模社会福祉施設に対するスプリンクラー設備の設置免除にかかる特

例基準 指導（H21号外, H21.959, 改正H25.2270）

## (1) 用語の定義

- ア 小規模社会福祉施設とは、以下のいずれかに該当するものをいう。
- (ア) (6)項口に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000m<sup>2</sup>未満のもの
- (イ) (5)項口に掲げる防火対象物の一画に、(6)項口に掲げる防火対象物が入居しているもので、(6)項口の床面積の合計が1,000m<sup>2</sup>未満の(16)項イに掲げる防火対象物
- イ 要保護者とは、以下のいずれかに該当する者をいう。
- (ア) 当該施設に入所している高齢者（要介護3以上の者に限る。）
- (イ) 当該施設に入所している乳児（満1歳に満たない者）
- (ウ) 当該施設に入所している幼児（満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者）
- (エ) 当該施設に入所している身体障害者等（障害支援区分4以上の者に限る。）
- (オ) 当該施設に入所している知的障害者等（障害支援区分4以上の者に限る。）
- (カ) その他これらに類するものとして、要介護状態である者又は障害程度が重い者
- ウ 要介護3以上の者とは、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護状態の区分が要介護3以上の者をいう。
- エ 障害支援区分4以上の者とは、以下のいずれかに該当する者をいう。
- (ア) 障害者総合支援法（平成17年法律第123号）に規定する障害支援区分4以上の者
- (イ) 障害福祉サービスの支給決定を受けていない等、障害支援区分の判定ができない場合は、以下のいずれかに該当する者
- (a) 身体障害者手帳の（1）「鉄道旅客運賃減額」の欄に1種と記載されている者
- (b) 療育手帳の（5）「判定の記録」中の「障害の程度（総合判定）」の欄にAと記載されている者
- (c) 精神障害者保健福祉手帳（障害者手帳）「障害等級」の欄に1級と記載されている者
- オ 従業員等とは、以下のいずれかに該当する者で、夜間時に小規模社会福

## ② I 第3 スプリンクラー設備

祉施設に常駐する者をいう。

- (ア) 夜間職員
- (イ) 当直職員
- (ウ) 当直ボランティア
- (エ) 住込みの管理者

(オ) その他これらに類するものとして、当該施設において入所者とともに起居し、火災発生時に避難介助を行うことができる者

カ ユニットとは、少人数の家庭的な雰囲気の中でケアを行うための生活単位であり、居室及び食堂を有するものをいう。

キ 一時避難場所のうち、バルコニー及び屋外通路は次に適合するものであること。

- (ア) バルコニー

(a) 道又は道に通ずる幅員1m以上の通路その他の空地に面していること。

(b) バルコニーの面積は、2m<sup>2</sup>以上（当該バルコニーから安全に避難する設備の設置部分を除く。）とし、奥行きは75cm以上とする。

(c) 新築にあっては、バルコニーの各部分から2m以内の開口部（屋内からバルコニーに通ずる出入口の扉、掃出し窓等を含む。）を防火設備とすること。ただし、直径15cm未満の換気口等を除く。

(d) 屋内からバルコニーに通ずる出入口の扉、掃出し窓等は、次に適合することであること。

(i) 規則4の2の2①、②(2)及び(3)に適合すること。

(ii) 床面から開口部の下端までの高さは、15cm以下（車椅子、ストレッチャー等（車輪を有する介助用具）を用いて介助する要保護者の居室にあっては2cm以下。ただし、適度の傾斜（45度以下）を設けた鋼板等により段差を解消したものにあっては、この限りでない。）であること。

(e) バルコニーは十分外気に開放されていること。（規則13③(6)に準ずるもの等）

(f) バルコニーの床は、準耐火構造その他これと同等以上の耐火性能を有するものとし、かつ、構造耐力上安全なものであること。

(g) バルコニーに設ける手すりの上端から床までの高さは、1.2m以下であること。ただし、踏み台等を設けている場合にあっては、手すり

の上端から当該踏み台等までの高さを1.2m以下とすることで支障ない。

(イ) 屋外通路

- (a) 幅60cm以上で、手すりその他安全に通行できるための措置を講じたものであること。
- (b) 通路の一端は、直接階段に連絡しているものであること。
- (c) (ア)(c)から(f)までに準ずるものであること。

ク 自立的に歩行避難できる者とは、以下のいずれかに該当する歩行補助具（歩行器類を除く）を使用した者を含むものとする。

- (ア) 杖類（例 T字杖、三脚杖、四脚杖、椅子付き杖等）
- (イ) クラッチ類（松葉杖、ロフストランド杖等）
- (ウ) その他これらに類するものとして、火災発生時に自立的に歩行避難できる歩行補助具

(2) 基準

次のアの共通事項に該当し、イからエに掲げるいずれかの要件に該当すること。

ア 共通事項

以下に掲げる要件のすべてに該当すること。

- (ア) 防火管理者が選任され、消防計画が届出されていること。
- (イ) スプリンクラー設備を除く消防用設備が、技術上の基準により設置され、維持管理されていること。
- (ウ) 消防計画中に、暖房器具及び裸火（ファンヒーター、ストーブ、ハロゲンヒーター等。ただし、就寝時に使用を停止するコタツ等を除く。）使用の禁止に関する事項を定め、遵守していること。
- (エ) 消防計画中に、事業者が指定した場所以外での喫煙の禁止及び定期的な従業員等の見回りに関する事項を定め、実施していること。
- (オ) 消防計画中に、入居者のマッチ、ライター等の使用制限に関する事項を定め、実施していること。
- (カ) 居室に設置される感知器は、規則23④(1)ニに該当する場所を除き、煙感知器を設置していること。

イ 夜間に要保護者の避難介助のため必要な従業員等が確保されている小規模社会福祉施設として、以下に掲げる要件すべてに該当すること。ただし、要保護者の数以上の従業員等が確保されており、要保護者が避難階に入所

## ② I 第3 スプリンクラー設備

若しくは、入居又は宿泊している場合は、この限りでない。

(ア) 平屋建て又は地上2階建てであること。また、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが難燃材料でされていること。

(イ) 夜間における従業員等1人当たりの要保護者の数が、4人以内となるように確保されていること。

この場合において、以下に掲げる要件のすべてに該当する複数ユニットの小規模社会福祉施設にあっては、要保護者の数が最大となるユニットにおいて、これに応じた従業員等の数が確保されていることで足りるものとする。

(a) ユニット間に設けられる壁及び床が準耐火構造であること。また、当該壁又は床に開口部がある場合には、当該開口部に常時閉鎖式又は煙感知器連動閉鎖式の防火設備が設けられていること。

(b) 各ユニットにおいて、他のユニットを経由することなく地上に至る避難経路を有していること。

ウ 各居室から屋外等に容易に避難することができる小規模社会福祉施設として、以下に掲げる要件のすべてに該当すること。

(ア) イ(ア)による。

(イ) どの居室から出火しても、火災室に設けられた開口部（常時閉鎖式又は煙感知器連動閉鎖式の防火設備を除く。）に面する部分を通らずに、屋外又は一時避難場所に至ることができ、構造上確保されていること。

(ウ) ユニット間に設けられている壁及び床が準耐火構造でない2ユニットの小規模社会福祉施設にあっては、夜間における従業員等が2名以上確保されていること。

エ 共同住宅の複数の部屋を占有し、その総面積により小規模社会福祉施設に該当するもののうち、以下に掲げる要件のすべてに該当すること。

(ア) 小規模社会福祉施設として用いられる部屋部分の床面積が一区画当たり $100\text{m}^2$ 以下であること。また、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが難燃材料でされていること。

(イ) 小規模社会福祉施設として用いられる部分が3階以上の階に存する場合には、当該部分を区画する壁及び床が耐火構造となっており、その開口部（屋外に面する窓等を除く。）に常時閉鎖式又は煙感知器連動閉鎖式の防火設備が設けられていること。

(ウ) 要保護者の数が一区画当たり4人以下であること。また、すべての要

保護者が、自動火災報知設備の鳴動や周囲からの呼びかけにより火災を覚知することができ、従業員等の誘導に従って自立的に歩行避難できること。

(エ) 小規模社会福祉施設が存する階ごとに、夜間における従業員等が1名以上確保されているものであること。